

## 暴力団排除に関する特約

### (趣旨)

- 1 尼崎市及び指定管理者は、尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号。以下「条例」という。）第11条及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱（平成25年7月実施。以下「要綱」という。）の規定に基づき、暴力団を利することとならないよう必要な措置を講じることとし、以下の各項のとおり合意する。

### (指定管理者業務からの暴力団の排除)

- 2 指定管理者は、指定管理者業務の一部を第三者に行わせようとする場合においては、暴力団（条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団密接関係者（同条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）（以下これらを「暴力団等」という。）にこれを行わせてはならない（既に当該第三者との間で契約（特約等を含む。以下同じ。）を締結している場合にあっては、当該契約を解除しなければならない）。
- 3 指定管理者は、指定管理者業務の一部を第三者に行わせようとする場合は、この特約に準じた規定を当該第三者との契約に定めなければならない。
- 4 指定管理者は、指定管理者業務の一部を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、直ちに、その旨を尼崎市長に報告しなければならない。
- 5 指定管理者は、指定管理者業務の履行に当たり、暴力団等から当該指定管理者業務の妨害その他不当な要求（以下「不当介入」という。）を受けたときには、直ちに、その旨を尼崎市長に報告し、及び警察に届け出て、捜査に必要な協力を行わなければならない。指定管理者業務の一部を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等から不当介入を受けたときも、同様とする。

### (役員等に関する情報提供)

- 6 尼崎市長は、指定管理者及び指定管理者業務の一部を第三者に行わせる場合における当該第三者が暴力団等に該当しないことを確認するため、指定管理者に対して、それらの役員等（要綱第2条第2号に規定する役員等をいう。）の名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。
- 7 尼崎市長は、指定管理者から提供された情報を所轄の警察署長に提供することができる。
- 8 尼崎市長は、指定管理者が暴力団又は暴力団密接関係者であるかどうか及び指定管理者業務の一部を第三者に行わせる場合における当該第三者が暴力団等であるかどうかについて、所轄の警察署長の意見を聴くことができる。

### (警察署長から得た情報の利用)

- 9 尼崎市長は、前項の規定による意見の聴取により得た情報について、指定管理者業務以外の業務において第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために利用し、又は他の実施機関（本市の議会、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、

固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者をいう。)に提供することができる。

(指定の取消し等)

- 1 0 尼崎市市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- (1) 指定管理者(指定管理者がグループであるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。)が暴力団又は暴力団密接関係者であることが判明したとき。
  - (2) 指定管理者が、指定管理業務の一部を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であると知りながらその契約を締結したと認められるとき。
  - (3) 指定管理者が指定管理業務の一部を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であることが判明したときに、尼崎市市長が指定管理者に対し、当該第三者との間で契約を締結しないこと(既に当該第三者との間で契約を締結している場合にあつては、当該契約を解除すること)を求め、指定管理者がこれに従わなかった場合
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が正当な理由なくその基本協定(特約等を含む。)の条項に違反し、その違反により暴力団を利する行為をし、又はそのおそれがあると認められるとき。
- 1 1 前項の規定による指定の取消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止に伴い、指定管理者その他関係者に損害が生じたとしても、指定管理者は尼崎市に対してその損害を請求することができない。
- 1 2 指定管理者がこの基本協定(暴力団排除に関する部分に限る。)及び暴力団排除に関する特約の各条項に違反したときには、指定の取消し、損害賠償請求その他の尼崎市市長が行う一切の措置について異議を述べることができない。

(相手方からの協力要請)

- 1 3 指定管理者は、この特約の条項に定める事項を履行するに当たって、必要がある場合には、尼崎市市長及び所轄の警察署長に協力を求めることができる。

令和 年 月 日

尼崎市 尼崎市東七松町 1 丁目 2 3 番 1 号

尼崎市

代表者 尼崎市市長 ○ ○ ○ ○ 印

指定管理者 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 丁目 ○ 番 ○ 号

○ ○ ○

代表者